

## 文翔館周辺エリアウォークابل基本構想検討会議設置要綱

## (目的)

第1条 文翔館周辺エリアウォークابل基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するにあたり、専門的な見地からの意見等を求めるため、文翔館周辺エリアウォークابل基本構想検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

## (意見等を求める事項)

第2条 検討会議において意見等を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文翔館周辺エリアの現状に関すること
- (2) 基本構想の将来像、基本方針に関すること
- (3) 基本構想の施策の方向性に関すること
- (4) 前号に掲げるもののほか、基本構想の策定に必要な事項に関すること

## (検討会議)

第3条 検討会議の構成委員は、別紙のとおりとする。

- 2 前項の場合において、原則として、同一の役職者に継続して検討会議への参加を求めるものとする。
- 3 検討会議には会長を置くものとし、委員の互選により決定する。
- 4 別紙に掲げる委員に事故があるときは、当該委員の指名する者が当該委員に代って委員の職務を行うことができる。
- 5 必要があると認めるときは、検討会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (幹事会)

第4条 検討会議の開催に関する協議事項に係る検討、調整等を行うため、幹事会を置き、開催することができる。

- 2 幹事会の構成員は別紙のとおりとする。
- 3 必要があると認めるときは、幹事会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (設置期間及び任期)

第5条 検討会議の設置期間及び委員の任期は、基本構想が策定されるまでの期間とする。

## (事務局)

第6条 検討会議の事務局は、山形県県土整備部都市計画課、山形県村山総合支庁建設部都市計画課及び山形市まちづくり政策部まちづくり政策課に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、山形県県土整備部都市計画課が別に定める。

附則 この要綱は、令和7年 月 日から施行する